

---

**舞鶴市国民健康保険運営協議会からの答申について**

---

舞鶴市国民健康保険運営協議会に対し、11月9日、鴨田市長より諮問いたしました事項について、同協議会において審議の結果、本日、別紙のとおり同協議会会長から答申がありましたので、お知らせします。

---

**【お問い合わせ先】**

保険医療課【担当 山本】：☎0773-66-1003（内線2160）、FAX0773-62-7957  
E-mail : [hoken-iryuu@city.maizuru.lg.jp](mailto:hoken-iryuu@city.maizuru.lg.jp)

# 答 申 書

舞鶴市国民健康保険運営協議会



令和5年11月20日

舞鶴市長 鴨田 秋津 様

舞鶴市国民健康保険運営協議会

会長 岸田 圭一郎



答 申 書

令和5年11月9日付け舞福保第71号により諮問のありました事項について、本協議会において慎重審議をしました結果、下記のとおり答申します。

#### 記

諮問事項1 国民健康保険料の産前産後期間の免除措置については、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援に資することから適当と認める。

諮問事項2 京都地方税機構へ国民健康保険料の滞納整理業務を移管することについては、将来の国保財政の安定化を図る保険料水準の統一に向けた準備の1つとして、また収納対策の強化や事務の効率化・広域化に資するため、さらには、市町村域を越えた対応が可能になることや専門的知識を有する職員による一体的な債権確保、スケールメリットを生かした徴税コスト削減や適正・確実な徴収が期待できることから適当と認める。

国民健康保険の構造的な課題に加え、医療費の高額化、少子高齢化の進行、被保険者数の減少など、国民健康保険を取り巻く状況は年々厳しくなっている。市として制度の安定化を進めるため、引き続き保険料の更なる収納確保と被保険者の健康の保持増進や医療費適正化に取り組まれるよう要望する。

特に、医療費の抑制を図るため、被保険者の特定健康診査の受診促進や健康づくり、疾病予防など、保健事業を積極的に取り組まれない。

以上